

守 監 発 第 7 号
令和4年8月17日

守谷市長 松 丸 修 久 様

守谷市監査委員 高 瀬 尚 則 

守谷市監査委員 高 梨 恭 子 

令和3年度守谷市公営企業会計
(守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計)
決算審査意見書の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により
審査に付された令和3年度における守谷市水道事業会計決算及び守谷市公共下
水道事業会計決算について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

**令和3年度守谷市公営企業会計
(守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計) 決算審査意見書**

1 審査の対象

守谷市水道事業会計決算
守谷市公共下水道事業会計決算

2 審査の期間

令和4年7月29日から令和4年8月17日まで

3 審査の方法

守谷市公営企業会計決算書、決算報告書、財務諸表及びこれらに関する付属書類を審査した。

審査に当たっては、決算書類が関係法令に準拠して作成され、かつ、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類と照合を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、併せて、事業が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように」運営されているかを主眼として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された令和3年度における守谷市公営企業会計の決算書類は、法令の定めに基づき調製されており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、その内容は適正であると認められた。

5 審査の意見（各会計の状況）

【水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策による基本料金の6か月間減免措置を主因として給水収益が減少したが、令和3年度は減免措置はなく、また、新たな給水申請に伴う分担金収入も増加したため、水道事業収益は増加した。

事業費支出については、安全安心な水道水を安定して供給するため、包括的民間委託による施設の運転管理と計画的な鉛製給水管更新工事及び老朽管の布設替工事を継続して実施している。

収益の増加により、昨年度を上回る純利益を計上し、昨年度と同様に供給単価が給水原価を上回り、事業運営に必要な資金は確保されていることから、良

好な経営状況にあると認める。

そのほか、県企業局による水道加入促進事業に参加し、新規加入者の分担金を一部減免するなど、水道利用者へのサービス向上を推進している。さらに、市内への配水は全量県からの受水によって賄っていることから、使用していない浄水施設の撤去を進めている。

【公共下水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策による基本料金の6か月間減免措置により下水道使用料が減少した。令和3年度は、コロナ禍による業務量低下が回復しきれていない公共下水道の大口需要家の使用料低下の影響が残っているが、基本料金の減免措置がなく、下水道使用料は増加した。

事業費支出については、整備申請に基づく公共汚水柵の設置工事や汚水管布設工事のほか、都市計画道路坂町清水線の道路改良工事に合わせて汚水管の布設替工事を実施している。

また、下水道施設における耐震状況を把握し、適切な耐震化を図るための耐震診断業務や、令和3年7月豪雨により被害のあった雨水管渠の災害復旧工事を実施するとともに、本復旧工事に向けて詳細設計業務を実施した。

収益の増加により、昨年度を上回る純利益を計上し、昨年度と同様に、使用料単価が汚水処理原価を上回り、事業運営に必要な資金は確保されていることから、良好な経営状況にあると認める。